

陸上電力供給システムの利用・利用料に関する要綱

神戸市港湾局

令和5年11月24日決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸港におけるカーボンニュートラルポートの形成に資する取組みとして、停泊中船舶への陸上電力供給の促進および供給可能な船舶の普及を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 対象となる施設は、別表1に掲げる陸上電力供給システムとする。

(利用承認)

第3条 前条に定める陸上電力供給システムの利用に当たっては、別表1に掲げる陸上電力供給システムの設置された岸壁の使用許可をもって利用を承認するものとする。

2 利用者は、別表2に掲げる利用申込書に必要事項を記載し、提出するものとする。なお、神戸港港湾管理者 EDI システムを利用した場合はこの限りではない。

(利用料)

第4条 利用料については、カーボンニュートラルポートの形成に資する取組みとして、電気利用料の従量料金分を利用料として負担するものとする。

2 利用料の請求については、岸壁の使用料と合わせて利用者に請求するものとする

(利用に関する事項)

第5条 利用中は、施設を善良な利用者の注意をもって管理しなければならない。なお、詳細な利用の条件については、岸壁の使用許可条件に記載するものとする。

(補則)

第6条 この扱いに定めるもののほか、必要な事項は、神戸市港湾施設条例及び同施行規則を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

別表 1

岸壁	陸上電力供給システム
新港第 1 突堤	新港第 1 突堤西 陸上電力供給システム
新港東ふ頭	新港東 U バース 陸上電力供給システム

別表2

陸上電力供給システム利用申込書

提出日：令和 年 月 日

1. 利用者名：

2. 利用施設名：

3. 利用予定日時

利用開始日時	利用終了日時
月 日 時 分	月 日 時 分

<利用条件>

(環境保全等)

第1条 利用者は、利用物件及びその周辺の環境保全に努めなければならない。

(環境保全費用の負担)

第2条 利用施設の維持管理は、利用者が自己の責任で行うものとする。

(公共費用の負担)

第3条 港湾の維持管理に要する費用の一部を利用者に負担させることができる。

2 利用者は、前項に定める適切な公共負担を拒んではならない。

(立入検査)

第4条 港湾管理上必要と認めるときは、当該利用に係る場所に立ち入り、当該利用に係る行為の状況、又は、その他の必要な物件を調査することができる。

(取消し・変更等による損害賠償免責)

第5条 神戸市港湾施設条例 第7条の規定により、許可を取り消し、又は変更した場合は、この処分に生じた一切の損害について本市はその責を負わない。

(有益費等の放棄)

第6条 利用者は、利用施設を返還する場合において、利用施設に投じた改良等の有益費、修繕等の必要費その他の経費があっても、これを本市に請求することはできない。

(規則等遵守義務)

第7条 前各条のほか、神戸市港湾施設条例、同条例施行規則及び関係諸法令を遵守しなければならない。

特記事項

・公益上の理由等により当該物件の移設等の費用が生じた場合は、移設等に係る費用について申請者の負担とする。

・当該年度を越えて使用期間満了後も引き続いて使用しようとする時は、その満了の日前30日までに継続使用を願い出なければならない。